

○草津市健康づくり推進協議会設置条例

昭和56年4月1日

条例第14号

改正 平成25年3月29日条例第4号

平成25年10月24日条例第36号

(設置)

第1条 市民の健康の維持および増進に関する事項を協議するため、草津市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 健康増進計画に関すること。
- (2) 健康づくりのための事業の推進に関すること。
- (3) 健康づくりのための環境整備に関すること。
- (4) その他市民の健康づくりに関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(専門部会)

第5条 市長は、必要に応じ次に掲げる専門部会（以下「部会」という。）を協議会に置くことができる。

- (1) 健康増進計画推進部会
- (2) 健康増進部会

(3) 保健推進部会

- 2 各部会は、部会員（部会の委員をいう。以下同じ。）8人以内で組織する。
- 3 部会員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 一般社団法人草津栗東医師会または一般社団法人草津栗東守山野洲歯科医師会から推薦のあった者
  - (2) 関係行政機関の職員
  - (3) その他市長が必要と認めた者
- 4 部会は、調査審議した事項について必要に応じて協議会に報告するものとする。  
(部会員の任期)

第6条 部会員の任期は、2年以内とし、補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 部会員は、再任されることができる。  
(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月29日条例第4号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成25年10月24日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。